

内モンゴルの民族活動における「拨乱反正」の検討

仁钦

(内蒙古大学 蒙古学研究中心, 内蒙古 呼和浩特 010021)

摘要: 内蒙古地区的文化大革命具有独特的特点: 其一, 开始得早。1966 年 5 月 21 日, 中共中央华北局会议, 即开始对乌兰夫进行批判, 导致了内蒙古的全面动乱。其二, 重大冤家错案多。捏造了“乌兰夫反党叛国集团”、“内蒙古二月逆流”、“新内人党”的三大冤案及其相关联 4800 个冤假错案。其三, 涉及面广, 牵扯人数众多, 从党政军各级机关到社会各阶层, 从城镇到农村牧区, 从干部到群众都涉及到了。

中国共产党十一届三中全会以后, 内蒙古同全国其他地区一道进行了全面拨乱反正。民族工作的拨乱反正, 是内蒙古地区拨乱反正工作的重中之重。本文主要探讨了“乌兰夫反党叛国集团”、“内蒙古二月逆流”、“新内人党”等冤假错案是如何得到平反纠正, 民族区域自治政策、民族干部政策、民族语文政策、民族宗教政策等等是如何得到恢复与落实的过程, 措施及其意义。

关键词: 内蒙古; 民族工作; 拨乱反正

中图分类号: K28

文献标识码: A

中国では、「文化大革命」終結後に中国共産党の第 11 期 3 中全会が開催されたことを契機に各領域における「拨乱反正」(混乱を治めて、秩序をとりもどす)が展開された。1981 年の中国共産党の第 11 期 6 中全会において「建国以来の党における若干の歴史問題に関する決議」が採択されたことで思想上の「拨乱反正」が実現され、1982 年の中国共産党の第 12 期大会の開催によって「拨乱反正」は基本的に完了したとされている。

少数民族地域である内モンゴルの場合、民族活動の「拨乱反正」は、その「拨乱反正」のもっとも重要な内容である。内モンゴルにおける「文化大革命」は、開始された時間が早かったこと、重大な冤罪事件が多いうえその闘争も激しく複雑であったこと、影響の及んだ領域が広く、被害を受けた人数が多かったこと、もたらされた影響が深刻であったこと、などの独特の特徴をもつのである。

中国全体を対象にした「拨乱反正」に関する研究成果は数多く出されている。①これに対し、内モンゴルにおける「拨乱反正」については、袁俊芳の思想理論・経済に関する概観的な記述[1]、候秉権の科学技術教育・民族活動に関する概観的な記述[2]、申屠寧の三大冤罪事件に関する概観的な記述[3]のほか、本格的な研究がいまだ見当たらない。

民族活動の「拨乱反正」は、少数民族地域である内モンゴルにおける「拨乱反正」のもっとも重要な内容である。本稿の狙いは、内モンゴルの民族活動における「拨乱反正」において、「烏蘭

夫反党叛国集団」、「内モンゴルの二月逆流」、「新内人党」などの冤罪事件は、如何に名誉回復されたのか？少数民族言語政策・少数民族幹部政策などの民族区域政策は如何に回復され実施されたのか？そのプロセスをできるだけ具体的にたどって、これらの問題とそれがモンゴル人地域社会にもたらした影響を究明することにある。

一、三大冤罪事件とその名誉回復

（一）三大冤罪事件

「文化大革命」の期間に内モンゴルで発生したいわゆる「オランフー反党叛国集団」「内モンゴルの二月逆流」「新内モンゴル人民革命党」という三大冤罪事件およびそれと関連する 4,800 あまりの冤罪事件での被害者の数は 68 万 3,747 人（自治区総人口の 5.3%）に達したが、そのうち、モンゴル人被害者の数は 21 万 1,809 人で、モンゴル人人口の 12%に相当する。被害者のうち 2 万 7,994 人は死亡し、12 万 4,719 人は障害者になった。^[4]いわゆる「オランフーの黒線を掘り出し、オランフーの流毒を肅正する」キャンペーンの期間において、辺境地域の 8,000 世帯の牧民は強制的に「内地」へ移転させられ、その過程において死に至った者は 1,000 人を超えた。^[5]この規模は中国で最大であり、中国全体のなかでも集団的に受けた被害としてはもっとも深刻であった。

1966 年 5 月 21 日、中共中央華北局会議が北京に開かれ、内モンゴルからは内モンゴル党委第一書記オランフー、同党委書記処書記奎壁、王鐸、高錦明、権星恒、劉景平、同党委常務委員会委員吉雅泰、雷代夫、克力更及び自治区関係部門と各盟、市、旗の代表などの 146 人が参加した。内モンゴル分会は、北京の前門飯店で開かれたため、この会議は「前門飯店会議」とも呼ばれる。会議開催の 43 日間で 8 回の内モンゴル党委常務委員会、6 回の盟、市党委書記の会議、16 回にわたる全体会議が開かれた。会議においては、「中共中央のプロレタリア文化大革命についての通知」（「5.16 通知」）が転達されたのちに、オランフーに対する批判や攻撃が始まった。7 月 27 日に作成された「オランフーの誤りの問題に関する報告」では、「オランフーの誤りについての暴露と批判は、党内に埋められた時限爆弾を掘り出したものであり、毛沢東思想の偉大な勝利である」ということが強調された。さらに、オランフーには「共産党に反対し、社会主義に反対し、毛沢東思想に反対し、祖国の統一を破壊し独立王国をつくった民族分裂主義、修正主義の誤りを犯した」といった 5 つの罪名が挙げられた。11 月 2 日、「報告」は中共中央に批准され、公布された。^[6]

このようにして、当時の中共中央政治局候補委員と國務院副總理、国家民族委员会主任、内モンゴル自治区の党・政府・軍の第一責任者などの職位を担当していたオランフーは打倒された。オランフーは、「文化大革命」において省・市・自治区の第一書記のなかで打倒された最初の者であった。さらに、オランフー、奎壁、吉雅泰、畢力格巴圖爾などの数多くの幹部、とくにモンゴル人幹部は「オランフーの黒一味」とされ、打倒された。これは、内モンゴルにおける「文化大革命」の第一の大冤罪事件、いわゆる「オランフー反党叛国集団」である。

いわゆる「二月逆流」は、1966 年冬から 1967 年の春にかけての「文化大革命」で迫害を受けた老幹部を無罪にしようとする審判くつがえしの風潮が、1967 年 2 月に最高潮となったことから

名づけられたのである。この審判くつがえしの風潮は、国务院副総理陳毅、李富春、聶榮臻、譚震林らの高級幹部によって引き起こされた。かれらは、中国共産党第八回大会第 11 総会そのものを非法とし、同総会で採択された決議をつくがえし、「劉鄧ブルジョア司令部」に対する審判をくつがえそうとしたものであり、また、同時に紅衛兵を反党非法組織とし、この運動に対する報復措置をとろうとしたものであった。しかし、結局、毛沢東の指示する文革派によって弾圧された。

3 月以降、中央から地方まで大規模な「二月逆流」に対する攻撃のキャンペーンが展開された。「内モンゴルの二月逆流」は、この「二月逆流」の内モンゴルでの連鎖的反応であり、構成部分である。1967 年 4 月 13 日、中央により発せられた「内モンゴルの問題の処理に関する決議」においては、内モンゴル党委書記であった王鐸、王逸倫は資本主義の道を歩む実権派であり、オラーンフーの代理人であると批判した。それとともに、内モンゴル軍区の一部の指導者が、左派を支持することにおいて路線の誤りを犯したとし、内モンゴル軍区が改組され、北京軍区の副司令官騰海清は内モンゴルに派遣された。かれは、實際上、内モンゴルの実権を握った。

そののちに、王鐸、王逸倫らは、いわゆる「オラーンフー審判くつがえしの二月逆流」の代表であるとみなされた。さらに、数多くの各級の幹部、大衆は、資本主義復活の「黒いやり手」、「急前衛」「右派」と見なされて連座し、打倒され、迫害を受けた。これは、内モンゴルにおける「文化大革命」のなかでの第二の大冤罪事件である。

いわゆる「新内人党」事件は、内モンゴルにおける「文化大革命」のなかで捏造された「地下反革命組織」なるものをえぐり出す運動を指す。1968 年 2 月、内モンゴル地域における「高錦明右翼日和見主義路線」批判が始まり、それに続いて内モンゴル全域において、オラーンフーが内モンゴルで資本主義を復活させて作り上げたとされる「新内人党」②の摘発が始まった。全自治区に届け出の指示と「届けた者には寛大に、隠した者には厳罰を」の運動が広く展開された。フフホト市の公安機構軍事管理委員会は「『内人党』およびその亜流の組織の届け出に関する第 2 号通告」を公布し、そのなかで、「新内人党」の性格を「組織があり、計画性があり、綱領をもち、統一的な指導と指揮をおこない、大規模な広い活動をおこなっている反革命組織である」[7]と断定している。

そのため、半年もたたないうちに内モンゴル全域においては 40～50 人が「内人党」分子として摘発された。そのなかの大部分は、牧民や党政機関・軍・学校・商業部門の一般の幹部であり、一部の労働者や青年学生まで含まれていた。各級機関の指導幹部も大部分がその巻き添えに遭った。一時は人を捕まえることが時流となり、私設の法廷が作られたり、様々の刑罰がおこなわれたりした。自殺したり、殴り殺されたりした者は 1000 人を超え、多くの死体は荒野に放置された。[8]

5 月初め、毛沢東の「内モンゴルは闘争を拡大しすぎた」という指示が伝達された。5 月 7 日、内モンゴル自治区革命委員会常務委員会拡大会議は「誤って『新内人党』分子とされた人々の名誉回復とそれに関わる問題についてのいくつかの意見」を制定した。その主な内容は、以下のとおりである。

1. 確実な証拠のない者は全員名誉回復させる。

2. 中心的分子と重大な嫌疑のある者は引き続き取り調べをおこない取り調べが完了してから処分をおこなう。

3. 「新内入党」をえぐり出す過程で「旧内入党」分子が取り調べを受けたのは当然である。

4. 無実を認められた者の名誉回復をおこなう時は、これまでのやり方の範囲内で名誉回復会議を開き、大衆の前で名誉回復をおこなうこと。それとともに名誉回復の状況を巻き添えとなった家族・親族の所属する職場にも通知する。[8]

6月末、内モンゴル自治区公安庁軍事管理委員会は、公安庁内には「新内入党」はいなかったことを発表し、その後、多くの「えぐり出し」の重点目標とされた職場や機関が次々と自分たちの所には「新内入党」はいないと発表した。不完全な統計によれば、内モンゴル自治区全体では34万6000人が取り調べ、吊し上げ、投獄などを受けた。そのなかで、モンゴル人は75%を占め、8万7180人が拷問によって身体障害者となり、1万6622人が殺されたり死に追い込まれたりした。[9]

そのほか、民族問題に与えた影響が大きかったものとして、以下のような冤罪事件が挙げられる。

1. 牙寒章冤罪事件。内モンゴル言語研究所所長を務めていた牙寒章の1974年4月25日の内モンゴル大学における民族政策の再教育の座談会での発言が、「中国共産党に反対、毛沢東の思想に反対」、「民族間の団結への挑発」、「民族間団結の破壊」、「民族分裂をおこなった」とみなされた。[10]

2. 「1968年5月の内モンゴル軍区の内モンゴル体育系統の命令」では、内モンゴル自治区体育委員会は「独立王国」、「黒巢」とみなされ、体育活動の従事者は「独立王国の公民」とされた。[10]

3. トメド左旗沙爾沁公社の小営子の「オランフーの反革命の黒拠点、地主庄園」冤罪事件。小営子は、1961年に内モンゴル党委に農業・牧畜業・林業・副業・漁業の生産の試験的地域として確定された。しかし、「文化大革命」において「オランフーの反革命の黒拠点」、「地主庄園」と誹謗された。[11]

4. トメド左旗の「黒四清」冤罪事件。「文化大革命」において、「四清運動」当時、オランフーが指導した「四清運動」は「黒四清」と誹謗され、数多くの運動当時の「工作隊員」は「中国共産党に反対、社会主義に反対、毛沢東思想に反対」といった罪名を得て、迫害を受けた。[11]

（二）三大冤罪事件の名誉回復

「文化大革命」終結後の1976年11月、内モンゴル党委に「撥乱反正」の最初の機構としての「清查弁公室」が設立された。1978年12月10日、内モンゴル党委に「清查弁公室」をもとにした、冤罪事件の再審査、名誉回復の専門機構としての「運動弁公室」が設けられた。各盟・市にも専門機構としての指導小組が組織された。

1978 年 4 月 20 日、尤太忠（内モンゴル党委第一書記）、池必卿（内モンゴル党委第二書記）、候永（内モンゴル党委秘書長）らは、『『新内人党』を掘り出す問題をより一層解決することに関する意見の報告』を中共中央に提出した。

本報告では、まず、いわゆる「新内人党」は存在しなかったことと、当時の「新内人党」をえぐり出す決定は間違っていたことが指摘された。[\[12\]](#)

次に、いくつかの冤罪事件の解決方法が提起された。1. 死亡した幹部と大衆には名誉回復を行い、かれらに対する全面的で正確な評価を出して、その家族と所在していた機関に通知する。2. 党政組織と指導幹部は、死亡者の家族と身体障害者の実際上の困難を解決し、死亡者の家族に手当を与え、身体障害者には治療費を補助する。3. 死傷者が多数で、集団の負担が過重の生産隊に対し、国家から経済的な補助を与え、かれらの生産の発展を援助する。4. 極少数の確実な証拠のある階級報復をおこなおうとした階級敵、嚴重な規律違反を犯した刑事犯罪分子に対し、盟・市以上の党委の審査をへて、法によって厳罰に処する。5. 幹部や大衆の提起した要求のなかでの合理的なものに対し、検討をおこなって解決する。[\[13\]](#)この報告は、中共中央により、修正され批准された。

6 月 27 日、内モンゴル党委の政策実施小組によって『『新内人党』を掘り出す歴史的錯誤案件の遺留問題の解決に関するいくつかの具体的規定』が制定された。「規定」においては、「新内人党」冤罪事件の名誉回復の範囲、関係する資料の焼却などについて、以下のように規定された。

1. 名誉回復の範囲は、「新内人党」及びそれと関連する組織である。「新内人党」を掘り出すときに強制的に登録され、学習班に参加させられ、審査され、脅迫的に自白と証明資料を書かれた者のすべては、名誉回復の対象になる。

2. 「新内人党」に関する資料の整理、焼却について、次のようないくつかの原則を定める。「新内人党」に関するすべての資料は、保管していた党組織により整理され、公開的に焼却すること；個人文書と公安文書のなかでの「新内人党」に関わる資料は、各級の党政組織、人事部門と労働部門により公開的に焼却すること；個人によって書かれた資料は、本人に返却すること；文書資料と公安文書においての「新内人党」に関わる資料について、「廃棄」という公印を押し、文書資料として厳格に保管し、閲覧と抄録を厳禁すること。「新内人党」に関わる資料を私蔵、複写、移動する者に対し党の規律と国法したがって厳罰すること。

3. 「新内人党」を掘り出した事件による死亡者に対し、公傷死亡の扱いにしたうえ、その名誉回復をおこなう。死亡者の遺族の生活費は、都市部居住者には毎月 15 元（人民元、以下同）、牧畜業地域居住者には毎月 13 元、農村地域居住者には毎月 10 元を与える。死亡者の子女は、18 歳までの生活費が与えられる。

4. 「新内人党」を掘り出した事件において、害を受けて身体障害者になった者全員に対し、公傷証明書を発行する。死に至った者と重い身体障害者の子女は職業配置の際に優先的待遇を受ける。

5. 家宅捜査され持ち出された物資の賠償の問題について、原則上は原物があつた場合、原物を元の持ち主に返却し、原物をなくした場合、適切に賠償し、原物を横領し窃盗した場合、厳罰する。

6. ごく少数の報復をおこなった階級敵と規律法令違反者、刑事犯罪者に対し、盟・市以上の党委の審査、批准をへて、法律によって厳罰に処する。

7. 生活困難の農民、牧民と都市部の住民、負担過重の生産隊に対する補助問題については、次のように規定された。「新内人党」事件において、死に至った者の遺族と身体障害により労働能力を喪失した者には、定期、定量の生活補助を与える。その基準は、都市部の1世帯1人の場合毎月8～10元、1世帯2人の場合毎月12～13元、1世帯3人以上の場合毎月15～16元を与える。農村部の1世帯1人の場合毎月4～6元、1世帯2人の場合毎月10元、1世帯3人以上の場合、毎月14～15元を与える。子女の場合18歳まで補助する。[14]

1979年1月15日、内モンゴル党委は中共中央に「『オランフー反党叛国集団』、『内モンゴルの二月逆流』の冤罪事件を徹底的に覆すことに関する報告」を提出した。「報告」では、内モンゴルの「『文化大革命』までの19年間は、党の民族政策が輝いた19年であり、民主改革と社会主義革命の歴史的実践において、オランフーを第一書記とする内モンゴル党委は党の民族区域自治政策を貫徹し、自治区の革命と建設に大きく貢献した。三大冤罪事件は、内モンゴルの客観的現実から離れ、敵味方の関係を混同し、革命の隊伍を分裂させ、民族間の団結を破壊し、自治区の革命と生産に極めて大きな損失と影響をもたらした。そのため、われわれは、『オランフー反党叛国集団』、『内モンゴルの二月逆流』の冤罪事件を徹底的に覆し、被害者の名誉回復を回復するよう建議する」と述べた。[15]

この「報告」は、数日後の21日に中共中央によって批准された。その翌日、内モンゴル党委は「報告」と中共中央の批准を人民公社党委までに発し、「オランフー反党叛国集団」、「内モンゴルの二月逆流」の冤罪事件の名誉回復が展開された。

さらに、1979年2月7日、冤罪事件の解決の政策問題に関する次のような原則・規定が内モンゴル党委・革命委員会により出された。すなわち、冤罪事件において迫害を受けた幹部と大衆に対し、貼られた罪名を取り消し、事実に基づく政治的な結論を出して、一律に名誉回復させる；専門的な機構を設けて、冤罪事件の資料を整理し焼却させる。個人とその連座した親族の中で無実の罪をさせられたものの資料を一律に償却する；冤罪事件により、刑事・行政処分、党籍・団籍除名などの処分を受けた者は、一律に名誉回復させる。強制的に辺境地域から「内地」へ移住させられた者は本人の意志によって、従来 of 居住地域に復帰させる；家宅搜索され持ち出された物資を積極的に賠償する；迫害を受けて死傷するに至った者には、公傷証明書を発行し、民政部門による経済的補助、子女に職場を与えるなどの公傷による待遇を提供する。[16]

うえで述べてきたこれらの原則と規定に沿って、専門機構である運動弁公室の指導のもとで、「文化大革命」および1957年からそれまでの内モンゴルにおける冤罪事件に対する検査、再審と名誉回復が進められ、1981年に基本的に終了した。すなわち、冤罪事件における90%の被害者が名誉回復された。刑事・行政処分、党籍・団籍除名の処分を受けた者には、一律に証明書を発給する。職を解かれた者に対しては一律に元の職場に復帰させ、解除された期間の給与を支払った。そのほか、1978～1981年の3年間に被害者へ支給した医療費などは3500万元に達し、3万5000人に対し職を与えた。[17]

1978 年から 1981 年 3 月までに 3447 人の右派分子の帽子が外され、誤って右派分子とされた 5716 人に対する見直しもおこなわれ、3067 人に改めて職を与えた。また、自治区全体の 6 万 5669 人の地主、富農、悪質分子に対する再審査がおこなわれ、そのなかの 6 万 1000 人の帽子が外され、誤って地主、富農、悪質分子とされた 3545 人の処分を是正した。[17]

また政治的に迫害され巻き添えにされた幹部、大衆に対する名誉回復が進められ、関係する文書資料の整理と焼却もおこなわれ、党、団内部の処分と刑事処分なども廃止された。そのなかで、冤罪事件で死亡した元内モンゴル自治区党委常務委員会・人民委員会の副主席であった吉雅泰、元内モンゴル自治区党委常務委員・高級人民裁判所長（法院院長）・政治協商委員会副主席であった特木爾巴根、元内モンゴル自治区政府副主席・第四期全国政治協商委員会常務委員であった哈豊阿、元内モンゴル自治区党委書記兼公安庁長であった畢力格巴図爾、元内モンゴル自治区農業庁党組織書記・庁長であった高布澤博などは、名誉回復がなされた。

経済的な面においては、冤罪事件による死亡者・身体障害者とその家族には救済金、治療費が与えられ、その子女にも職が与えられ、没収された物資も返却された。また、損失が深刻であった牧畜業地域の人民公社や生産隊の生産は、回復できる程度まで援助がなされた。

二、民族区域自治政策の復興

（一）モンゴル言語・文字の復興

多民族国家である現代中国においては、55 の少数民族のうち、回人、マンジュ人が漢語をもちいるほか、各少数民族はすべて独自の言語を有しており、27 の民族が独自の文字をもっている。現代中国では、少数民族の言語・文字は「民族を構成する要素のひとつであり、その民族の人民が日常生活と社会活動のなかで思考し考えを交流させる道具であり、民族文化の重要な表現形式である」と定義されている。[18]現代中国では、各民族の平等、団結、共同繁栄の実現を民族問題解決の基本原則として掲げ、憲法やその他の法律のなかに記されてきた。

まず、少数民族言語の権利は、憲法によって保護されている。臨時憲法の役割を果たした「中華人民共和国政治協商会議共同綱領」においては、中国の少数民族の言語に関する権利が初めて法律の形で定められ、「各民族は、いずれもその言語・文字を発展させ、その風俗習慣及び宗教信仰を保持あるいは改革する自由を有する」（第 53 条）と[19]、規定されている。

次に、1954 年 9 月 20 日に公布された「中華人民共和国憲法」にも少数民族の言語権利について、「各民族は、すべて自己の言語を使用し発展させる自由をもち、すべて自己の風俗習慣を保持しまたは改革する自由をもっている」（第 3 条）；「自治区、自治州、自治県の自治機関は、職務の執行にあたって、その地域の民族に通用する一種または数種の言語を使用する」（第 71 条）；「各民族の人民は、すべてその民族の言語・文字を用いて訴訟をおこなう権利をもっている。人民法院は、その地域に通用している言語・文字を、通じない当事者に対しては通訳すべきである。少数民族が集中的に居住し、あるいはいくつかの民族が雑居している地域では、人民法院は、その地域に通用している言語を用いて審問をおこない、その地域に通用する文字を用いて判決書、告示および他の文書を公表しなければならない」（第 77 条）と[20]、明記されている。

続いて、「中華人民共和國民族区域自治實施綱要」においても、「各民族自治區の自治機關はその自治區内に通用する民族語を採用して職権を行使するための主要な用具とすることができる。このような文字を使用しない民族に対して職権を行使するときには、その民族の文字を併用しなければならない」(第15条);「各民族自治區の自治機關は諸民族各自の言語を採用し、それによって各民族の文化教育事業を發展させることができる」(第16条);「各民族自治區の自治機關は、自治區内の各民族がすべて民族平等の權利を享有するよう保障し、各民族人民が互いにその言語・文字、風俗習慣及び宗教信仰を尊重するよう教育し、民族間の差別と壓迫を禁止し、民族紛争を煽動するいかなる行為も禁止しなければならない」(第25条)定められている。^[21]

さらに、「中央人民政府政務院による地方民族民主連合政府實施方法に関する決定」においては、「各民族の代表は、人民代表會議の協商委員會あるいは常務委員會の席上で自己の民族言語を使用する權利がある。會議での重要な報告、文章や発言はできる限り、會議に参加する各民族の言語・文字に翻訳するか、通訳者を置き口頭で通訳しなければならない」と明記されている。^[22]

上記のことからは、つぎのいくつかの点があきらかになる。まず、各自治區の党・政府機關が各民族向けの公文書を配布する場合、たとえそこで使われている言語が多数を占める民族のあいだで通用しても、通用しない民族が存在するときには、その民族の文字の併用が法的に保障されること。次に、自治區内の各民族が自民族の言語を用いる形で、各民族の文化を繁榮させ、民族教育を推進させることを、法的に保障していること。最後に、自治區内の各民族は人口数の多少、社會發展の程度などに関係なく一律平等であるとして、少数民族民族の平等、合法的な權利と利益が保障されることが、明文化されたこと。

要するに、各少数民族が自民族の言語を使用し發展させることと、すべての領域において自民族の言語權利を行使することは、最高法規である憲法によって賦与された權利である。

しかし、1957年の反右派闘争以降の「極左」路線のもとで、内モンゴルでは「蒙漢兼通」なるスローガンが打ち出され、モンゴル人が漢語を身につけることを求める運動がおこなわれた。さらに、少数民族言語・文字事業においては、「言語融合論」が提唱され、その最も注目すべき観点は、いわゆる「各民族の共同言語論」である。このいわゆる「各民族の共同言語論」の核心的な内容の一つは、「社會主義國家の社會主義時期においては民族言語・文字は融合し消滅すべきである」という点である。もう一つは、中国における言語の融合においては、漢語を「各民族の共同言語」にすべきである、という点である。その理由として漢人人口は多数を占め、漢人の經濟、文化は先進的なものであり、漢語への融合は「少数民族言語の發展の道である」とされた。^[23]

さらに、「文化大革命」の時期には「民族問題は階級問題」とされ、民族的なものはすべて否定された。内モンゴルにおいては、モンゴル言語・文字は「後れた」「無用」な言語・文字であると否定された。それまでのモンゴル言語・文字の活動は「黒線独裁」「修正主義の路線の推進」とされ、モンゴル言語・文字に関する出版、科学研究、文化教育の部門は「黒拠点」とされた。モンゴル言語・文字に関する活動をおこなっていた者は、「黒組」、「黒線人物」として打倒された。モンゴル言語・文字活動の機構は廃止され、その活動従事者は解散させられ、関係資料は焼却された。モンゴル語教師も当然のこととして迫害、追放された。例えば、内モンゴル自治区の首府フフホト市には、

「文化大革命」の直前にはモンゴル人小学校が 10 校あったが、「文化大革命」中にすべて廃校に追い込まれ、モンゴル語教師 93 人のうち、迫害を受けた 3 人が死亡、55 人が学校を追われ、29 人が転勤させられた。[\[24\]](#)内モンゴル全体においても、モンゴル人学校の廃止、教育言語の漢語化、特別経費の打ち切りのために、モンゴル語関連の事業は大きく後退した。[\[25\]](#)

モンゴル言語・文字の復興は、「文化大革命」終結後であった。中国共産党の 11 期 3 中全会以降の「抜乱反正」により、内モンゴルのモンゴル語事業は恢復、発展がなされた。

まず、少数民族言語・文字政策が宣伝、貫徹された。1977 年 11 月と 1978 年 7 月の二回にわたって八省・自治区（内モンゴル自治区、黒竜江省、吉林省、寧夏回族自治区、甘肅省、青海省、新疆ウイグル自治区）のモンゴル語事業の協力会議が開催された。1979 年 3 月には、内モンゴル自治区モンゴル語活動会議が開かれた。これらの会議において、「文化大革命」期間の上述の少数民族言語文字活動に関する罪名が是正された。さらに、各少数民族の自民族の言語文字を使用し発展させることは、各少数民族人民の権利であることと、少数民族の言語文字の重要性が強調された。

続いて、モンゴル語に関する科学研究が進められ、モンゴル語の規範化が促進された。八省・自治区モンゴル語事業協力グループの指導のもとで、これらの地域のモンゴル語活動従事者によって、現代モンゴル語、古代モンゴル語、文法、辞書などのついでに書籍がつくられ、モンゴル語活動の進展がなされた。そのなかで、1977 年 11 月に開かれた協作小組会議においては、303 の専用名詞・学術用語、2800 の機関名・企業名、18 の句読点が確定、統一された。[\[26\]](#)

最後に、「文化大革命」終結後、内モンゴル革命委員会は民族言語政策に対する再審をおこない、モンゴル語を自治区全体の通用語にすることを強調し、党政機関により発された公文書、モンゴル人が参加する各種会議、新聞出版機構、文化芸術事業およびモンゴル人大衆の生産と生活に密接に関係する交通、郵便、商業、サービス事業などにおいては言語の使用を注意するように指示した。さらに、内モンゴル自治区の各級党政機関においても翻訳部門が設置され、翻訳の人員が配置され、中央や自治区より発された公文書および自治区の重要な会議文書、牧畜業地域への公文書などはモンゴル語の翻訳文を並送するように要求された。

1979 年 7 月 1 日、「内モンゴル自治区革命委員会によるモンゴル語の学習、使用の奨励方法」が公布された。「奨励方法」では、奨励の範囲は、自治区の各級の国家機関、党・大衆団体、事業・企業部門、各種の学校とその幹部、職員、教員とモンゴル語事業従事者である、と明記された。続いて、奨励の条件は、党の民族政策を真剣に貫徹、執行し、モンゴル語の学習と使用を重視し、モンゴル語事業従事者の育成に顕著な成績のある機関と個人；機構・機関の幹部・職員を組織し、モンゴル語の学習や使用、または科学研究に一定の成績のある機関と個人；モンゴル語の教育を重視し、モンゴル語の教育方法を改善し、その教育の質の向上に貢献した機関と個人[\[27\]](#)、と規定された。

この「奨励方法」が実施されたのちに、モンゴル語学習のキャンペーンは内モンゴル地域全体に展開され、数多くの機関と個人が奨励を受けた。通遼市を例にすれば、1979 年に 107 の機関、4000 人余りの個人が、「奨励方法」による奨励を受けた。[\[28\]](#)

同時に、モンゴル語の新聞、雑誌、出版物も復興がなされた。例えば、1981年の時点では、モンゴル語の新聞は10種類、モンゴル語の雑誌は27種類になり、284種類のモンゴル語の出版物が182万冊出版されるようになった。[\[29\]](#)

モンゴル語事業の機構も基本的に回復された。1982年までに内モンゴル自治区の12の盟・市、83の旗・県にモンゴル語の専門的機構であるモンゴル語工作委员会が設置された。多くの旗・県以上の機関においては、翻訳事業の機構が回復され、翻訳人員が配置されるようになった。1982年4月までの統計によれば、自治区級の7つの党政機関にモンゴル・漢語の翻訳機構が設けられ、31の機関に121人の専門職の翻訳幹部が配置された。そのほか、地方の8の盟、38の旗にも同様の翻訳機構が設けられ、451人の専門職の翻訳幹部が配置された。また3の都市にモンゴル語工作委员会が設置され、20人余りの幹部が配置された。[\[30\]](#)

上記のこれらの機構とその幹部は、各級の漢語の公文書をモンゴル語へ翻訳することを担当する。1982年時点では、多くの各機関においては、モンゴル語・漢語の二種類の公文書が配布されるようになった。実例を挙げれば、内モンゴル党委弁公庁から配布された100万字余りの公文書、自治区政府弁公庁から配布された165万字余りの公文書は、基本的にモンゴル語・漢語が併用されるようになった。また、イフジョー盟オトク旗党政機関から配布された134件の公文書のうちの131件はモンゴル語に翻訳され、全体の97.7%を占めた。同様に、シリントグ盟党政機関から配布された公文書の92%はモンゴル語に翻訳され、西ソニト旗と東ソニト旗の場合はその多くの公文書は直接にモンゴル語のものが配布された。[\[31\]](#)

他方では、モンゴル人学校も復興がなされた。実例をあげれば、1980年の内モンゴルのモンゴル人小学生数は、33万6374人になり、児童入学率は92.5%に達した。モンゴル語で授業を受けるモンゴル人小学生は33.6万人であり、モンゴル人小学生全体総数の66.5%を占めた。大学と専門学校でのモンゴル語で授業を受けたモンゴル人学生は2084人であり、全体総数の62.6%を占めた。師範学校でのモンゴル語で授業を受けた学生は2654人であり、全体の78%を占めた。[\[32\]](#)1982年までには、大学・専門学校のなかでのモンゴル語で授業を受ける学生とモンゴル語を学習する学生の人数は、それぞれモンゴル人学生総数の62%と78%を占めるようになった。[\[33\]](#)

（二）少数民族幹部育成、採用

自治機関の民族化とは何か。中国共産党の民族区域自治政策と中華人民共和国憲法、民族区域自治実施綱要などの規定によれば、その主な内容は、区域自治を実施する民族幹部が、民族語と民族形式を運用して自民族の事務を管理し、自治権を実行することであるとされている。[\[34\]](#)また、民族幹部と民族人民大衆との関係は密接であり、民族幹部は民族発展の事業のために熱烈な願望を持っており、自民族人民の念願をもっとも反映することができるし、もっとも自民族の利益を代表することができる。したがって、民族幹部の育成、採用は民族区域自治政策の根幹をなすと考えられる。

内モンゴルはモンゴル人が主体的に自治をおこなう自治区である。ゆえに、内モンゴルにおける民族幹部とは、主にモンゴル人幹部を指し、内モンゴルにおける自治機関の民族化は、そのモン

ゴル人幹部がモンゴル語、モンゴル民族形式によって自民族の事務を管理し、自治権を行使することであると考えられる。

区域自治地域において区域自治を実施する民族出身の民族幹部を養成、採用することは、民族区域自治の核心的なものもあり、民族区域自治の基幹である。1950年代から民族幹部の養成、採用に関する法令、政策は多くだされていた。

1950年11月24日に公布された『少数民族幹部養成試行方案』においては、少数派民族幹部の養成に関する原則、方針、方法が規定された。とくに、「区域自治の実現と民族政策の需要を満たすために、政治、経済、文化などの社会各領域にわたるあらゆるところで大量に各少数民族出身の幹部を養成すべきである」と明記されている。^[35]

つづいて、中国共産党の民族区域自治政策を制度化、法律化し、中国共産党の民族政策の基幹をなす「中華人民共和国民族区域自治実施綱要」（1952年8月9日に公布）には少数民族幹部関して以下のように規定されている。

1. 各民族自治区人民政府機関においては、区域自治を実施する民族を主要な構成員として組織すること（第12条）。

2. 各民族自治区自治機関は適切な措置をとって、当該地域人民と密接な関係をもつ少数民族幹部を育成すること（第17条）。

3. 上級人民政府は、各民族自治区機関を援助してその地域の少数民族幹部を育成すること（第32条）。^[36]

1953年6月、中央民族委員会による「民族区域自治を推し進める経験に関する基本総括」では、「自治機関民族化」政策が提起された。「自治機関民族化」とは、自治機関は区域自治を実施する民族を主要な構成員とし、自治区内に通用する民族言語文字を自治機関の職権を行使する主要な道具として、活動のなかで民族形式を活用するというものである。^[37] そのなかでも、大量に民族幹部を養成し採用することは自治機関民族化の中心的一環であったと考えられる。

そののちの1956年7月、中華人民共和国主席毛沢東は政治局会議において、「少数民族の党员幹部を養成し、少数民族幹部をして漸次漢族幹部にとって替わらせる」「県、州、区の少数民族を年々増加させ、少数民族から書記を選抜し、委員のなかで民族幹部が多数を占めるようにする」「われわれの言っている民族自治とは、少数民族地域においては少数民族を主とし、漢人を従とすること」と指摘した。^[38]

要するに、区域自治地域の人民政府の構成員は、区域自治を実施する民族出身の幹部を中心に行うことと、中央人民政府及び自治区人民政府少数民族出身の民族幹部を養成しなければならないことを法律で定めているのである。

しかし、「文化大革命」期においては、少数民族出身の幹部の育成と選抜が中断されたことのみならず、少数民族出身の幹部は深刻な被害を受けた。内モンゴルの場合、自治区党政機関から末

端の人民公社まで、少数民族出身幹部の幹部全体のなかで占める割合は大幅に下がった。実例を挙げれば、「文化大革命」以前では、内モンゴル自治区第一期人民委員会の9人の主席、副主席のうちの5人はモンゴル人であり、第二期人民委員会の14人の主席、副主席のうちの7人はモンゴル人であり、第三期人民委員会の11人の主席、副主席のうちの6人はモンゴル人であった。すなわち、モンゴル人幹部は幹部全体の50%を超えていた。

「文化大革命」期間の第一期革命委員会5人と第二期革命委員会4人のうち、モンゴル人は1人であった。第三期革命委員会14人のうち、モンゴル人は2人しかいなかった。^[39]換算すれば、「文化大革命」期間のモンゴル人幹部は、幹部全体総数の11~14%しか占めていなかった。

その結果、「文化大革命」期間に少数民族幹部の「十年間の断層」が発生し、少数民族幹部の老年化が著しくなった。中国共産党の11期3中全会後、少数民族幹部の育成や抜擢は、内モンゴル党委により重視されるようになった。内モンゴル党委組織部により少数民族幹部の育成の方針と具体的措置が制定された。その主要内容は、以下の通りである。

1. 同等の条件のもとで、少数民族出身の幹部を優先的に抜擢し、とくに辺境地域の旗においては、その地域出身の少数民族幹部の育成、抜擢に留意すること。

2. 少数民族出身の専門技術に習熟した幹部を数多く育成することを重視し、その地域の経済、文化、教育、科学技術などの諸事業の発展に適応させること。

3. 各種の形式と方法を用いて、少数民族幹部の業務能力と文化水準を向上させること。

4. 幹部の配置においては、民族構成と各民族の集中的居住、雑居状況によって、区域自治を実施する民族幹部数の幹部総数のなかで占める割合を、その民族の人口の総人口のなかで占める割合より多く抜擢し、モンゴル人、漢人とそのほかの少数民族幹部の適切な比率を保障すること。^[40]

上記の措置がとられた結果、幹部の抜擢において、少数民族幹部を主要な指導的職位に就任させた。具体的には、自治級の幹部のなかでの少数民族幹部は、同級の幹部全体総数の41.4%を占め、盟・市級の幹部のなかでの少数民族幹部は、同級の幹部全体総数の33.9%を占め、旗・県級の少数民族幹部は、同級の幹部の全体総数の44.3%を占めるようになった。そのため、自治区の少数民族幹部は、自治区の幹部全体総数の17.5%を占めるようになった。^[40]

（三）内モンゴル自治区の管轄領域の復元

「文化大革命」期間の1969年7月5日、中共中央は「戦争準備」を口実に内モンゴルのフルンボイル盟の突泉、ホルチン右翼前旗を除く地域を黒龍江省に、ジリム盟とフルンボイル盟の突泉県、ホルチン右翼前旗を吉林省に、ジョーオダ盟を遼寧省に、バヤンノール盟のアラシャン左旗とアラシャン右旗のウリジ、アラタンオボーなどの5の人民公社を寧夏回族自治区に、バヤンノール盟のアラシャン右旗（寧夏回族自治区に管轄される地域をのぞく）とエジナ旗を甘肅省に管轄させることが決められた。これにより、内モンゴル自治区の領域は、6部分に分けられた。その結果、モンゴル人の民族区域自治の権利が損害され、モンゴル人の経済、文化の建設事業の発展に悪影響を及ぼし、モンゴル民族の繁栄と発展も障害を受けた。さらに、地域の民族間の団結と辺境地域の

安全保障にも影響をもたらしたのである。

このような措置は、国内での「文化大革命」という不安定な状況と対外関係における中ソ関係の悪化のなかで、少数民族が集中的に居住する辺境地域に対して中央指導部が懸念をもっていたことを示している。それには、以下のような背景があったと思われる。

第1に、国際情勢の視点からみれば、中華人民共和国成立後の外交は、「対ソ一辺倒」の「中ソ蜜月」から1950年代末の中ソ関係の亀裂、1960年代の中ソ関係の悪化、対立や軍事衝突へと変化した。^[41]そのため、中国は、ソ連とその衛星国であったモンゴル人民共和国（現在のモンゴル国）をソ・蒙「修正主義」とみなした。そのような情勢下で、中国の北部に位置し、ロシア・モンゴルと4221kmという長い国境線を接する内モンゴルは、中国の反ソ・蒙「修正主義」の最前線になった。

第二に、もうひとつの背景として、中国北方国境沿いの牧畜業地域に居住する牧民の同胞であるモンゴル人が、国境をまたいだモンゴルやロシアにも多く居住していたこと、さらに、モンゴル人たちが、過去に何度にもわたり全モンゴル統一運動をおこなってきたことが挙げられる。つまり過去に歴史的問題である。全モンゴルを合併させる運動、すなわち、内モンゴル、外モンゴル、あるいはブリヤート・モンゴルを統一した大モンゴル国の建設を目的にした運動は、1910年代から試みられ、1919年の時点でかなり具体化した。^[42]この時の運動は失敗したが、モンゴル人に大きな影響を与えた。1945年8月以降の内外モンゴル合併運動は人々に広く知られており、モンゴル人にとっては決して消すことのできない歴史であった。しかし、その後の反右派闘争、「四清運動」と「文化大革命」において、内外モンゴルの統合への動きや主張があったことは、確認されていない。

第3に、「文化大革命」期の内モンゴルにおいては、自治区の全領域にわたって全面的な厳しい軍事統制が実施された。これは中国のほかの地域にはみられない。さらに、内モンゴルの北方のソ連、モンゴルと隣接する国境沿いに住むモンゴル人牧民（計7950戸）が「内地」（国境から離れた内モンゴルの南の方の地域）へと移住させられた

「文化大革命」終結後の1979年5月30日、中共中央・国務院により「内モンゴル自治区のものと行政区域を恢復することに関する通知」が発布された。「通知」では、現時点で遼寧省に管轄されるジョーオダ盟、吉林省に管轄されるジリム盟とホルチン右翼前旗、突泉県、黒龍江省に管轄されるフルンボイル盟とオロチョン自治旗、モリダワールダグール族自治旗、甘肅省に管轄されるエジナ旗、アラシャン右旗、寧夏回族自治区に管轄されるアラシャン左旗は、1979年7月1日から内モンゴル自治区に管轄される、と明記された。このようにして、内モンゴルの管轄領域は、回復された。

内モンゴルにおける「文化大革命」において発生したいわゆる「オラーンフー反党叛国集団」「内モンゴルの二月逆流」「新内モンゴル人民革命党」という三大冤罪事件およびそれと関連する数多くの冤罪事件では、被害者の数は当時の自治区総人口の5.3%に達し、モンゴル人人口の12%に相当する。この規模は中国で最大であり、中国全体のなかでも集団的に受けた被害としてはもっとも

深刻であった。さらに、少数民族言語政策・少数民族幹部政策などの民族区域政策も廃棄された。

「文化大革命」終結後、内モンゴルの民族活動における「拨乱反正」においては、まず内モンゴル党委により「拨乱反正」の具体的な方法、措置などの提案を中央へ提出し、中央の許可をへて、それから実施する形で進められた。冤罪事件に巻き込まれた者は名誉回復がなされ、死傷者とその家族に対する補償、救済などがおこなわれた。民族区域自治政策も復興され、モンゴル語の学習と使用は復活し、モンゴル人幹部育成、採用もされるようになった。しかし、「文化大革命」が内モンゴルの民族活動にもたらした影響は少なくない。モンゴル語の問題を例にすれば、「文化大革命」終結後にモンゴル語の学習、使用は復興したが、問題は決して少なくない。

注释

①ば、最近の研究成果のなかで、思想路線の「拨乱反正」については、黄一兵「党的思想路線拨乱反正若干問題研究」『中共党史研究』2014年第3期、20-30頁、謝文雄「改革開放前夕鄧小平在思想領域拨乱反正的經驗及啓示」『觀察与思考』2015年第7期、64-68頁など、中共中央指導者と「拨乱反正」については、李正華「胡耀邦在拨乱反正中的歷史貢獻」『毛沢東研究』2015年第5期、47-52頁、魏磊等「鄧小平与高校戦線の拨乱反正」『理論界』2009年第9期、172-175頁など、「拨乱反正」のプロセスや意義については、朱紅勤「拨乱反正の歷史進程及意義」『山西師範大学報』（社会科学版）2010年第6期、127-130頁、余煥椿「《人民日報》在拨乱反正中」『炎黄春秋』2015年第6期、44-48頁などが挙げられる。

②内人党」とは、内モンゴル人民革命党の略称である。1925年に中共中央の許可を得て成立した政党である。1925年の第一次国内革命戦争後、元党中央委員会委員長の白雲梯は公然と中共中央を裏切り、一部の党員は脱党し、残りは中国共産党の指導の下で、引き続き活動を続けてきた。「内人党」は、この時点から事実上再び存在することとはなかったのである。

参考文献

- [1] 袁俊芳. 思想理論方面的拨乱反正[A]. 中共内蒙古自治区党史研究室編著. 拨乱反正—内蒙古卷[C]. 中共党史出版社, 2008. 37-57.
- [2] 侯秉權. 民族工作的拨乱反正[A]. 前掲・拨乱反正—内蒙古卷[C]. 58-79.
- [3] 申屠寧. 平反三大冤假錯案[A]. 前掲・拨乱反正—内蒙古卷[C]. 80-88.
- [4] 王鐸. 五十春秋—我做民族工作的經歷[M]. 呼和浩特: 内蒙古人民出版社, 1992. 544.
- [5] 關於内蒙古自治区工作情况的彙報[A]. 内蒙古党委政策研究室・内蒙古自治区農業委員会編印. 内蒙古畜牧業文献資料選編[C]. 第一卷, 1987. 310.
- [6] 内蒙古党委落實政策領導小組關於進一步解決挖“新内人党”歷史錯案遺留問題幾項具体規定[A]. 1978年6月27日, 前掲『拨乱反正—内蒙古卷』[C]. 63頁.
- [7] 陳東林等主編. 中国文化大革命事典[M]. 北京: 中国書店, 1997. 610.
- [8] 前掲『中国文化大革命事典』[C]. 610頁.
- [9] 前掲『中国文化大革命事典』[C]. 611頁.
- [10] 前掲『拨乱反正—内蒙古卷』[C]. 65頁.

- [11] 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[C]. 66 頁.
- [12] 尤太忠, 池必卿, 侯永. 關於進一步解決挖“內人黨”問題的意見的報告[A]. 1978 年 4 月 20 日, 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[C]. 160 頁.
- [13] 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[c]. 160-161 頁.
- [14] 內蒙古黨委落實政策領導小組關於進一步解決挖“內人黨”歷史錯案遺留問題的幾項具體規定[A]. 1978 年 6 月 27 日, 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[C]. 163-166 頁.
- [15] 內蒙古黨委關於徹底推倒“烏蘭夫反黨叛國集團”和“內蒙古二月逆流”冤假案的請示報告[A]. 1979 年 1 月 15 日, 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[C]. 200 頁.
- [16] 內蒙古黨委、革命委員會關於進一步解決冤、錯、假案政策問題的原則規定[A]. 1979 年 2 月 7 日, 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[C]. 219-220 頁.
- [17] 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[C]. 17 頁.
- [18] 吳宗金. 中國民族法概論[M]. 西村幸次郎訳, 成文堂, 1998. 119.
- [19] 中央人民政府法制委員會. 中央人民政府法令彙編(1949 年~1950 年)[M]. 北京: 法律出版社, 1982. 27.
- [20] 日本國際問題研究所・中國部會. 新中國資料集成[M]. 第四卷, 日本國際問題研究所, 1970. 238-248.
- [21] 中央人民政府法制委員會編. 中央人民政府法令彙編(1952 年)[M]. 北京: 法律出版社, 1982 年, 68-69.
- [22] 中央人民政府政務院關於地方民族民主聯合政府實施弁法的決定[A]. 1952 年 2 月 22 日, 政務院第 125 次政務會議通過, 中共中央文獻研究室編. 建國以來重要文獻選編[C]. 第三冊, 北京: 中央文獻出版社, 1992. 87.
- [23] 色那木吉拉. 繁榮發展民族語文是黨在社會主義歷史時期的重要任務[A]. 內蒙古語委弁公室, 內蒙古自治區語文工作文獻選編, 1985. 118.
- [24] 毛里和子. 現代中國的構造變動[M]. 東京: 東京大學出版社, 2001. 114.
- [25] 曾憲東. 內蒙古首屆民族理論科學討論會側記[J]. 內蒙古社會科學, 1981, (3).
- [26] 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[A]. 73 頁.
- [27] 內蒙古自治區革命委員會. 內蒙古自治區革命委員會關於學習與使用蒙古語文的獎勵方法[A]. 1979 年 7 月 1 日, 前掲『內蒙古自治區語文工作文獻選編』[C]. 51-55 頁.
- [28] 色那木吉拉. 三年多來蒙古語工作情況和今後任務[A]. 前掲『內蒙古自治區語文工作文獻選編』[C]. 78 頁.
- [29] 前掲『內蒙古自治區語文工作文獻選編』[C]. 275 頁.
- [30] 前掲『內蒙古自治區語文工作文獻選編』[C]. 263 頁.
- [31] 前掲『內蒙古自治區語文工作文獻選編』[C]. 264 頁.
- [32] 龍幹. 總結經驗教訓, 發展民族教育[A]. 前掲『內蒙古自治區語文工作文獻選編』[C]. 126-127 頁.
- [33] 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』[C]. 74 頁.
- [34] 王鐸. 內蒙古自治區實現自治機關民族化的成就[A]. 內蒙古自治區成立十周年紀念文集[C]. 呼和浩特: 內蒙古人民出版社, 1957. 25-34.
- [35] 民族政策文獻彙編[M]. 北京: 人民出版社, 1953. 6.
- [36] 前掲『民族政策文獻彙編』[C]. 166—167.
- [37] 張崇根主編. 中國民族工作歷程 1949~1999[M]. 北京: 遠方出版社, 1999. 420.

- [38] 前掲『中国民族工作歷程 1949～1999』[C]. 420-421 頁.
- [39] 前掲『拔乱反正—内蒙古卷』69 頁.
- [40] 積極的選拔少数民族幹部[N]. 内蒙古日報, 1980-8-21.
- [41] 中ソ関係の詳細については、毛里和子『中国とソ連』岩波書店、1989 年を参照。
- [42] 二木博史. 大モンゴル臨時政府の成立[A]. 東京外国語大学論集[C]. 54 号, 1997. 37-58.

Inner Mongolia ethnic work bring order out of chaos theory

Rinqin

(Center for Mongolia Studies of Inner Mongolia University, Hohhot, 010021)

Abstract:The cultural revolution in the Inner Mongolia autonomous region has unique characteristics: first, start early. On May 21, 1966, the central committee of the communist party of China HuaBeiJu meeting, began to critique of ulanhu, led to the Inner Mongolia unrest across the board. Second, the major social encounters wrong case. Fabricated the "ulanhu anti-party treason group", "Inner Mongolia February upstream", "new wife party" of the three errors and its associated 4800 wrongs. Third, involve wide, involve a significant number, from the communist party organs at all levels to the various social strata, from urban to rural areas, from cadres to the masses are involved in.

After the third plenary session of the communist party of China, Inner Mongolia with the rest of the country on a position. National work right, is the Inner Mongolia region right priority. This paper mainly discusses the "ulanhu anti-party treason group", "upstream" February in Inner Mongolia, such as "new wife party" how being corrected rehabilitate, national regional autonomy policy, national cadres policy, ethnic Chinese policy, religious policy, and so on is how to recover and implementation process, measures and significance.

key words:Inner Mongolia ethnic work bring order out of chaos

收稿日期: 2016-01-13;

基金项目: 教育部人文社会科学重点研究基地内蒙古大学蒙古学研究中心重大项目“当代内蒙古社会经济文化变迁研究”(08JJD850208);

作者简介: 仁钦(1963-), 男, 蒙古族, 内蒙古兴安盟人。内蒙古历史学博士, 内蒙古大学蒙古学中心副研究员, 主要从事蒙古史研究。